

市長選挙・市議会議員選挙

選挙運動・政治活動 Q&A 集



(令和6年1月改正)

和歌山市選挙管理委員会

電話 073-435-1145 (直通)

目次

1 選挙運動

(1) 選挙運動の準備・事前運動

- 【Q1】事前運動とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 【Q2】準備行為（事前運動にあたらぬ）として認められる行為は・・・・・・・・ 1
- 【Q3】出陣式の案内状の配布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

(2) 選挙運動期間外に行われる選考会・推薦会など

- 【Q1】自治会などの選考会や推薦会について（1）・・・・・・・・・・・・ 1
- 【Q2】自治会などの選考会や推薦会について（2）・・・・・・・・・・・・ 1
- 【Q3】自治会などの決議の外部への公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 【Q4】内部的行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

(3) 選挙運動ができるもの

- 【Q1】選挙運動は誰でもできるのか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 【Q2】18歳未満を使用した選挙運動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 【Q3】県知事や市長が推薦人となることについて・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 【Q4】選挙運動用通常葉書の推薦欄について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 【Q5】企業からの選挙運動員の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

(4) 選挙事務所

- 【Q1】選挙事務所とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 【Q2】選挙事務所の設置数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 【Q3】選挙事務所の表示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 【Q4】選挙事務所のポスターに写真を貼付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 【Q5】事務所の2階からの垂れ幕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

(5) 戸別訪問と個々面接

- 【Q1】戸別訪問とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 【Q2】個々面接とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 【Q3】候補者の名刺の頒布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 【Q4】電話による選挙運動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 【Q5】電話による演説会の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

(6) 署名運動

- 【Q1】禁止される署名運動とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 【Q2】演説会場での記帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 【Q3】選挙事務所での記帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

(7) 飲食物の提供

- 【Q1】飲食物の提供とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 【Q2】選挙事務所で出せる茶菓子とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 【Q3】陣中見舞い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

(8) 自動車・船舶・拡声機の使用

- 【Q1】使用できる自動車・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 【Q2】選挙運動用自動車以外の自家用車の使用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 【Q3】乗車人数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 【Q4】シートベルトの着用義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

【Q 5】選挙カーに選挙ポスターを貼ることは可能か	7
【Q 6】投票日当日における選挙運動用自動車の駐車	7
【Q 7】自転車の使用	8
【Q 8】拡声機の使用台数	8
【Q 9】選挙カーでの連呼行為と街頭演説を同時に行うことは可能か	8
(9) 文書図画による選挙運動	
【Q 1】文書図画とは	8
【Q 2】掲示できる文書図画	8
【Q 3】頒布できる文書図画	9
【Q 4】候補者の氏名入りのたすきやスローガンの記載したのぼりの使用	9
【Q 5】スローガンを記載したジャンパーの使用	9
【Q 6】選挙運動用通常葉書について（1）	10
【Q 7】選挙運動用通常葉書について（2）	10
【Q 8】宛名人不明により返送された選挙運動用通常葉書	10
【Q 9】インターネット選挙運動とは	11
【Q 10】フェイスブックやLINEなどのメッセージ機能	11
【Q 11】電子メールによる選挙運動	11
【Q 12】選挙運動が禁止されている者によるインターネット選挙運動	12
【Q 13】インターネットでの個人演説会の動画配信	12
(10) 言論による選挙運動	
【Q 1】言論による選挙運動	12
【Q 2】連呼行為とは	12
【Q 3】朝6時に行う街頭でのあいさつ行為	12
【Q 4】合同個人演説会について	13
【Q 5】個人演説会の周知について	13
【Q 6】午後8時以降の幕間演説	13
【Q 7】街頭演説の人数	13
【Q 8】街頭演説での氏名入りビラの頒布	13
【Q 9】街頭演説を同時に違う場所で行うこと	13
【Q 10】公営施設内でのあいさつ行為	13
【Q 11】公営施設での出陣式	14
(11) 当選のお礼など	
【Q 1】当選のお礼の制限	14
【Q 2】当選祝いのお酒	14
【Q 3】「当選御礼」の貼紙の掲示	14

2 政治活動

(1) 政治活動の文書図画

【Q 1】駐車場のフェンスに掲示された立札・看板	15
【Q 2】候補者用・団体用の立札・看板の同時使用	15
【Q 3】選挙運動期間中に新たな立札・看板の設置	15
【Q 4】政治活動用事務所を選挙事務所にした場合の立札・看板の取扱い	15
【Q 5】氏名入りのぼりの使用・スローガンののぼりの使用	15
【Q 6】政治活動用自動車の看板に氏名とスローガンの記載	15

- 【Q 7】政治活動用ポスターについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 【Q 8】一定期間内における立候補予定者の氏名入りの政治活動用ポスターの掲示・・・・16
- 【Q 9】会社等への個人の政治活動用ポスターの掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

(2) 演説等

- 【Q 1】政治活動における街頭演説・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 【Q 2】民間団体主催の公開討論会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 【Q 3】政治活動における連呼行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

3 寄附及びあいさつ状など

(1) 候補者が行う寄附

- 【Q 1】公職の候補者がする寄附・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 【Q 2】赤い羽根共同募金・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 【Q 3】結婚披露宴に出席し、祝儀として金銭以外の品物を贈ること・・・・・・・・・・17
- 【Q 4】成人式の参加者に記念品を贈ること・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 【Q 5】成人式に祝電を出すこと・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 【Q 6】配偶者などが代理人として、香典を相手方に届けること・・・・・・・・・・18
- 【Q 7】お金以外の香典・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 【Q 8】香典返しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 【Q 9】配偶者などの名義による寄附・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 【Q10】配偶者などが自己名義で寄附をすること・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 【Q11】会派名義で寄附をすること・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

(2) 後援団体が行う寄附

- 【Q 1】後援団体がする寄附・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 【Q 2】後援団体の「設立目的により行う行事又は事業」とは・・・・・・・・・・19
- 【Q 3】後援団体が会員の親睦のための寄附・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

(3) あいさつ状・あいさつを目的とする有料広告の禁止

- 【Q 1】禁止されるあいさつ状とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 【Q 2】印刷した時候のあいさつ状に自書する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 【Q 3】パソコンにより作成したあいさつ状・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 【Q 4】喪中のあいさつ状・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 【Q 5】時候のあいさつと政策を両方記載したもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 【Q 6】有料の政策広告は禁止されるか・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 【Q 7】有料の政策広告の中にあいさつ文を入れること・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 【Q 8】後援会事務所開設の案内を新聞広告に掲載すること・・・・・・・・・・20

1 選挙運動

(1) 選挙運動の準備・事前運動

【Q1】

事前運動とは具体的にどのようなものを指すのか。

【A1】

選挙運動期間外の選挙運動（個々面接や電話による投票依頼など）は事前運動となり、後援会などの政治活動であっても、実態として氏名普及宣伝が主たる目的と認められる行為は、事前運動となり得る。例えば、告示日直前に不特定多数に立候補予定者の氏名が記載された政治活動用ビラや名刺を頒布することや、各戸に訪問することなどは事前運動に該当する恐れがある。事前運動に該当するかどうかは、その行為が行われた時期、態様により総合的に判断することになる。

【Q2】

準備行為（事前運動にあたらぬ）として認められる行為は何か。

【A2】

準備行為として認められる行為の代表的なものは、次のとおりである。

- ①政党の公認を求める行為
- ②選挙運動費用の調達
- ③選挙運動員又は労務者となることの内交渉
- ④選挙運動員間の任務の割振り及び仕事の連絡
- ⑤選挙事務所、個人演説会場等の借入れの内交渉
- ⑥応援演説出演の内交渉
- ⑦看板の作製
- ⑧ポスターの印刷
- ⑨選挙公報及び政見放送の原稿作成
- など

【Q3】

告示日直前、出陣式の案内状を不特定多数の人に配布することはできるか。

【A3】

出陣式の案内状は選挙運動に関する文書図画と考えられ、事前運動の禁止に抵触する。

(2) 選挙運動期間外に行われる選考会・推薦会など

【Q1】

自治会などの選考会や推薦会は、どのような方法で行うことができるか。

【A1】

白紙の状態からの推薦の決定は認められるが、ある特定の候補者を最初から推薦する形は事前運動となり得る。

【Q2】

推薦された者（候補者）が、選考会・推薦会に同席しても問題ないか。

また、推薦された結果、「よろしく頼む」と挨拶をすることはできるか。

【A2】

同席は問題ない。挨拶に関しては、単なる儀礼程度である場合は問題ないが、積極的に投票を依頼するようなものと認められる場合は違反となる。

【Q3】

自治会の推薦会の決議を、外部に公表することはできるか。

【A3】

従来から自治会の決議を、すべての自治会員に通知している場合などは通常の方法によって通知することは差し支えないが、特別の方法を用いたりした場合（号外のチラシを配布するなど）は選挙運動と認められる場合が多い。また、自治会員以外の者に周知することは、選挙運動と認められ事前運動となる恐れがある。（ホームページ上の掲載なども違反となる恐れがある。）

【Q4】

労働組合や業者団体の会合で、単に内部行為的に特定の候補者に投票するよう呼びかけることはできるか。

【A4】

単なる内部行為であっても、投票依頼にわたる場合は、事前運動となり禁止される。

(3) 選挙運動ができるもの

【Q1】

選挙運動は誰でもできるのか。

【A1】

選挙運動は、18歳以上であれば誰でもできるのが原則であるが、選挙の公正を確保するため、例外として、次のような場合は禁止される。

(1) 特定の職に就く者の選挙運動の禁止

次の職に就く者は選挙運動が禁止される。

①選挙事務関係者

投票管理者・開票管理者・選挙長（投票立会人、開票立会人及び選挙立会人にはこの制限はない。）

②選挙権・被選挙権を停止されている者

選挙犯罪または政治資金規正法違反を犯したために処罰され、選挙権・被選挙権を停止されている者

③特定の公務員

○中央選挙管理委員会の委員及び中央選挙管理委員会の庶務に従事する総務省の職員並びに選挙管理委員会の委員及び職員 ○裁判官 ○検察官 ○会計検査官 ○公安委員会の委員 ○警察官 ○収税官吏及び徴税の吏員

④一般職の国家・地方公務員

⑤公立学校の教育公務員

(2) 公務員等の地位を利用した選挙運動の禁止

国若しくは地方公共団体のすべての公務員（一般職・特別職を問わない）又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員及び沖縄振興開発金融公庫の役員または職員）については、これらの者がその地位にあるため特に選挙運動を効果的に行い得るような影響力又は便益を利用して行う選挙運動を行うことを禁止している。

(3) 教育者の地位を利用した選挙運動の禁止

教育者がその地位に伴って有する児童、生徒、学生に対する影響力を利用して行う選挙運動は禁止されている。教育者とは学校教育法に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の長及び教員をいい、公立の学校はもとより、私立の学校の長及び教員も含まれる。

上記(1)(2)(3)をまとめたのが次のとおり

種別	選挙運動
選挙事務関係者 (投票管理者・開票管理者・選挙長)	× (関係区域外なら○)
選挙権・被選挙権を停止されている者	×
特定の公務員 (裁判官・検察官・会計検査官・警察官など)	×
一般職の国家公務員	×
一般職の地方公務員	× (勤務地の選挙区以外なら○)
特別職の公務員	○ (地位を利用した選挙運動は×)
公立学校の長及び教員	×
私立学校の長及び教員	○ (地位を利用した選挙運動は×)

【Q2】

18歳未満の者を使用した選挙運動はできるか。

【A2】

18歳未満の者は、一切の選挙運動が禁止されている。ただし、選挙運動のための機械的労務を行うことは認められている(例：文書の発送、看板の運搬、湯茶の接待、選挙運動用自動車の運転手など選挙人に直接働きかけない行為)。

【Q3】

県知事や市長が推薦人としてピラ等に職名を記載したり、また、演説会の応援弁士として職名を名乗ったりすることはできるか。

【A3】

単に職名を通常の方法で記載したり、演説会で単に職名を名乗ることは直ちに地位利用にならないが、もっぱらその県市に關係する者(県職員・市職員・請負業者等)を対象として行なわれている場合など、態様によっては該当する恐れがある。

【Q4】

選挙運動用通常葉書の推薦欄に、現職の県知事や市長、市議会議員の氏名を記載することは可能であるか。

【A4】

知事、市長、市議会議員は特別職の公務員のため、地位を利用した選挙運動以外は認められるため問題ない。ただし、自己の選挙運動、氏名普及宣伝行為の一環と認められる場合は、事前運動となり禁止される。

【Q 5】

企業から選挙運動員として従業員を派遣してもらうことは可能か。

【A 5】

従業員が自分の意志で有給休暇等を利用して運動員をすることは問題ないが、業務命令での派遣は、企業からの寄附の禁止（政治資金規正法第21条第1項）に抵触すると考えられ、禁止される。

(4) 選挙事務所

【Q 1】

選挙事務所とは何をするとことを指すのか。

【A 1】

特定の候補者について、投票を得るため、演説会の準備をしたり、届出書を用意したり、ポスターを貼る手配をしたり、その他いろいろな選挙運動に関する事務を取り扱う場所である。

【Q 2】

選挙事務所はいくらでも設置できるか。

【A 2】

市長・市議選挙の場合は、候補者一人につき、1箇所に限られる。

【Q 3】

選挙事務所にはどのような表示ができるか。

【A 3】

(1) ちょうちん1個

大きさは高さ85cm、直径45cm以内

(2) ポスター、立札及び看板の類

数はポスター、立札、看板の類を通じて3個以内

大きさはポスター、立札、看板とも縦350cm横100cm以内

※縦に使うか横に使うかは自由である。

【Q 4】

選挙事務所を表示するためのポスターに、候補者の写真を貼付することはできるか。

【A 4】

選挙事務所において掲示することができるポスター、立札、看板は「選挙事務所を表示するため」のものでなければならず、選挙事務所を表示する内容の文言が主となっていれば、候補者の写真を貼付することは差し支えない。

【Q 5】

選挙事務所を表示するため、事務所の2階から垂れ幕をたらすことは可能か。

【A 5】

垂れ幕はポスター、立札及び看板の類とみなされるので、規格制限の範囲内であれば差し支えない。

(5) 戸別訪問と個々面接

【Q1】

戸別訪問とはどのようなものか。

【A1】

候補者又は選挙運動員が、連続して選挙人の家を訪ねて、投票を得るため依頼する行為であり禁止されている。ただし、一戸しか訪問しない場合でも二戸以上を訪問する目的をもっていた場合は戸別訪問となる。

【Q2】

個々面接とはどのようなものか。

【A2】

道路上や、電車やバスの中などでたまたま出会った人に投票を依頼する行為であり、これらの行為は禁止されていない。

【Q3】

候補者の名刺を選挙人の住居にだまっておいてまわるのはどうか。戸別訪問か個々面接か。

【A3】

その場合は、戸別訪問の禁止違反になるとともに、文書図画の頒布の禁止にもなる恐れが高い。

【Q4】

電話で選挙運動をしてもよいか。

【A4】

投票日当日を除いて、選挙運動の期間中は候補者、第三者であるかを問わず、投票依頼をすることができる。

【Q5】

電話で次々に有権者に対し、演説会の開催若しくは演説を行うことについて通知する行為は違反か。

【A5】

電話で行う場合は戸別訪問でないから許される。

(6) 署名運動

【Q1】

どんな名目の署名運動も禁止されるのか。

【A1】

名義が後援会に加入させるためとなっていたとしても、それが投票を得、若しくは得させない目的で署名運動を行ったと認められる場合は、署名運動の禁止に該当する。

【Q 2】

後に選挙運動に使用するため、演説会場に来た人に受付で記帳させてもよいか。

【A 2】

来場者に記載させるために署名簿を置くことが、「選挙に関し、投票を得若しくは得させない目的を持って」選挙人に対し行われたのであれば、署名運動の禁止に抵触する。

【Q 3】

選挙事務所を訪れた選挙人に受付で記帳させてもよいか。

【A 3】

Q 2 同様、「選挙に関し、投票を得若しくは得させない目的を持って」選挙人に対し行われたのであれば、署名運動の禁止に抵触する。

(7) 飲食物の提供

【Q 1】

飲食物の提供とはどういうことか。

【A 1】

「飲食物」とは料理、菓子、酒、缶コーヒーなどのように何らの加工もしないでそのまま飲食できるものをいうとされている。何人も選挙運動に関し、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子以外の飲食物を提供することができないと定められている。

【Q 2】

選挙事務所で出せる茶菓子はどの程度のものまでよいか。

【A 2】

まんじゅう、せんべい、みかんなどのお茶受け程度のものをいう。

【Q 3】

選挙人が、陣中見舞いとして酒 1 升を贈ることはできるか。またペットボトルのウーロン茶 1 箱を贈ることはどうか。

【A 3】

酒は「湯茶」の類には含まれないため、提供することはできない。ただし、選挙期日後、支持者などが当選人に対し「当選祝い」として酒を贈ることは、政治活動に関する寄附として扱われるため差し支えない。

ペットボトルのウーロン茶については、「湯茶」の類に当たり、提供することはできる。

(8) 自動車・船舶・拡声機の使用

【Q1】

使用できる自動車はどんな種類のものか。

【A1】

- ①乗車定員4人以上10人以下の小型自動車
- ②四輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下のもの
- ③乗用定員10人以下の乗用自動車で①②に該当しないもの

【Q2】

自家用車をもっている者が、許された選挙運動用自動車1台のほかに、これを使用することはどうか。

【A2】

自家用車を、たまたま選挙事務所から演説会場へ行くのに、臨時に使用する程度のものであれば差し支えないが、常時そのために待機させて利用するような場合は違反となる。

【Q3】

自動車に乗車する人員には制限があるか。

【A3】

候補者と運転手一人を除いて、乗車する人員は四人を超えてはならず、この四人は選挙管理委員会が定めた一定の腕章を着けなければならない。

【Q4】

選挙運動用自動車の運転手もシートベルト着用義務はあるか。

【A4】

選挙運動用自動車については、道路交通法施行令第26条の3の2第1項第8号の規定により、乗車する者（運転手含む）のシートベルト着用義務が除外されている。

ただし、安全面上、可能な限り着用することが望ましい。

また、窓から極端に体を乗り出すなど交通の危険を生じさせる恐れがある行為は道路交通法違反であり、取り締まりの対象となる可能性がある。

【Q5】

選挙ポスター掲示場に掲示しているものと同じポスターを選挙カーに貼ることは可能か。

【A5】

差し支えない。

【Q6】

投票日当日、選挙運動のための看板が取り付けられている選挙運動用自動車を、公道に面した選挙事務所の駐車場に駐車させてもよいか。

【A6】

選挙運動用自動車に取り付けているポスター、看板などは、投票日当日において掲示することはできない。したがって、看板を撤去するか、文字が見えないよう布などで覆うなどの処置を行わなければならない。

【Q7】

選挙運動で自転車を使用することはできるか。

【A7】

使用できる。ただし、自転車を使用する際は、自動車と文書図画の制限の規定が異なるので注意すること（10頁Q4参照）。

【Q8】

拡声機は何台使用できるか。

【A8】

選挙管理委員会が交付する表示板を掲示したもののほか、個人演説会（演説を含む。）の開催中、その会場において別に一そろいを使用できる。

【Q9】

選挙カーの拡声機で連呼行為をしながら、同時に別の場所で街頭演説をすることは可能か。

【A9】

選挙カーでの連呼行為と街頭演説を同時に行うことは可能だが、拡声機表示板が1枚しかないため、街頭演説では拡声機は使用できない。

（9）文書図画による選挙運動

【Q1】

文書図画とはどういうものをいうのか。

【A1】

文書図画はかなり広く、新聞、雑誌、名刺、挨拶文、ポスター、看板、ちょうちんなど眼で見て意味の分かるものであればすべて含まれる。

【Q2】

掲示できる文書図画は何か。

【A2】

①選挙事務所を表示するため、その場所において使用するもの

○ポスター、立札、看板の類…通じて3以内。大きさは縦350cm横100cm以内。

○ちょうちん…1個のみ。大きさは高さ85cm直径45cm以内。

②選挙運動用自動車又は船舶に取り付けて使用するもの

○ポスター、立札、看板…数の制限なし。大きさは縦273cm横73cm以内。

○ちょうちん…1個のみ。大きさは高さ85センチ直径45cm以内。

※なお、自転車については上記の文書図画の掲示は一切できない。

③候補者が使用するたすき、胸章、腕章の類

候補者が使用する場合のみ、何ら制限なし。

④個人演説会場において、その演説会の開催中使用するもの

○会場内に掲示するポスター、立札、看板の類…数・大きさに制限なし。（映写等の類も可能）

○会場外に掲示するポスター、立札、看板の類…会場ごとに通じて2以内。

大きさは縦273cm横73cm以内。

○ちょうちんの類…会場ごとに会場内外のいずれか1個に限られる。

大きさは高さ85cm 直径45cm 以内。

※個人演説会における上記文書図画には、表面に掲示責任者の氏名、住所の記載が必要。

⑤選挙運動用ポスター

和歌山市選挙管理委員会が設置するポスター掲示場1箇所について1枚掲示可能。

大きさは長さ42cm 幅30cm 以内。

※選挙運動用ポスターには、表面に掲示責任者及び印刷者の氏名、住所（印刷者が法人の場合は法人名とその所在地）の記載が必要。

【Q3】

頒布できる文書図画は何か。

【A3】

①選挙運動用通常葉書

○市長選挙8,000枚、市議会議員選挙2,000枚

○選挙用である旨の表示が必要

○記載内容は自由

②選挙運動用ビラ

○選挙管理委員会に届け出た2種類以内のもので、頒布数は市長選挙については16,000枚以内、市議会議員選挙については4,000枚以内

○規格は、A4判（長さ29.7cm、巾21cm）を超えないもの

○ビラの表面には、頒布責任者及び印刷者の氏名及び住所（印刷者が法人の場合は法人名とその所在地）を記載しなければならない。

○記載内容は自由

○頒布方法は新聞折込、選挙事務所内、個人演説会の会場内、街頭演説の場所に限られる。

③インターネットを利用する方法で頒布する選挙運動用文書図画（P11【Q9】参照）

【Q4】

選挙運動期間中、候補者が氏名を表示したたすきを身に付けるほか、自転車に候補者個人が選挙運動で使用しているスローガンを記載したのぼりを取り付け走行することはできるか。

【A4】

候補者が身に付けるたすきについては、禁止される回覧行為の対象から除外されているので問題はないが、選挙運動で使用しているスローガンを記載したのぼりは違反の可能性が極めて高い。

【Q5】

選挙運動員が、スローガンやシンボルマークを記載したスタッフジャンパーを着用して街頭演説などの選挙運動に従事できるか。

【A5】

当該スローガンが選挙運動のためのものと認められる場合は禁止される。「選挙運動のためのもの」とは、選挙運動用ポスター、選挙運動用自動車、選挙運動用通常葉書、選挙公報などに使用されているかなどを総合的に判断される。

また、当該シンボルマークが候補者個人のもものと認められる場合は禁止される。

【Q6】

選挙運動用通常葉書について

- ①推薦者の代表者が経営する会社の従業員に、推薦者として自らの名前を記載した葉書を出すことはできるか。
- ②推薦者として、市役所職員の名前を記載した葉書を出すことはできるか。
- ③現職の市長・市議が、推薦者欄に名前を記載することはできるか。
- ④推薦者として、法人名を記載することはできるか。

【A6】

- ①自身が経営する会社の従業員に葉書を出すことは問題ないが、社内での回覧は禁止となる。
- ②地方公務員は、地方公務員法第36条により政治的行為が制限されているため、推薦者として名前を連ねることはできない。
- ③単に推薦者として名前を記載することは問題ない。ただし、自己の氏名普及宣伝が目的と認められる場合は禁止される。
- ④差し支えない。

【Q7】

選挙運動用通常葉書に、「〇〇様 御一同様」など複数の選挙人を対象とした宛先を記載することは可能か。

【A7】

同一世帯にある選挙人数名の名を連記することは、通常の使用方法と解され差し支えない。会社や工場等選挙人が多数集中しているところへ個人の氏名を記載しないで、「〇〇御中」「〇〇御一同様」と記載して郵送することは、回覧、掲示等による伝達を予定しているものであり、文書の回覧、掲示の禁止に抵触する。

【Q8】

宛名人不明により差出人に返送された選挙運動用葉書の取扱いはどうか。

【A8】

返送された選挙運動用葉書についてはすでに頒布行為があったと見なされ、再びこれを発送する行為は新たな頒布として取り扱う。

【Q9】

インターネット選挙運動において、具体的にどのような手段を使用することができるのか。

【A9】

概要は以下のとおりである。

できること・できないこと		政党等	候補者	候補者・政党等以外の者
ウェブサイト等を用いた選挙運動	ホームページ、ブログ等	○	○	○
	SNS（LINE、フェイスブックなど）	○	○	○
	政策動画のネット配信	○	○	○
	政見放送のネット配信	△※1	△※1	△※1
電子メールを用いた選挙運動	選挙運動用電子メールの送信	○	○	×
	選挙運動用ビラ、ポスターを添付したメールの送信	○	○	×
	送信された選挙運動用電子メールの転送	△※2	△※2	×
ウェブサイト上に掲載・選挙運動用電子メールに添付された選挙運動用ビラ・ポスターを紙に印刷して頒布		×	×	×
ウェブサイト等・電子メールを用いた落選運動		○	○	○
ウェブサイト等・電子メールを用いた落選運動以外の政治活動		○	○	○
有料インターネット広告	選挙運動用の広告	×	×	×
	選挙運動用ウェブサイトに直接リンクする広告	○	×	×
	挨拶を目的とする広告	×	×	×

※1 著作権隣接権者（放送事業者）の許諾があれば可能

※2 新たな送信者として、送信主体や送信先制限の要件を満たすことが必要

【Q10】

フェイスブックやLINEなどのユーザー間でやりとりをするメッセージ機能は「電子メール」に該当するか、「ウェブサイト等」に該当するか。

【A10】

ウェブサイト等に該当する。

【Q11】

電子メールを利用する方法による選挙運動を行うことができる候補者の範囲はどこまでか。

【A11】

候補者本人が直接送信する場合のほか、事務所の秘書のように候補者と使用関係にある者や、親族や友人のように特別信頼関係にある者が、候補者の指示の下で、そのいわば手足として送信に必要な作業に従事しているに過ぎない場合は、電子メールの送信主体の制限に違反しない。

【Q12】

選挙運動が禁止されている者が下記の行為をすることができるか。

- ①選挙運動に関する事項に対し、フェイスブックの「いいね」をすること
- ②選挙運動に関する事項に対し、X（旧ツイッター）の「リツイート」をすること
- ③候補者が街頭演説している姿の写真を撮り、フェイスブック及びXに当該画像をアップすること

【A12】

- ①できる。個別具体の状況によるが、直ちに選挙運動にあたらぬ。
- ②できない。一般的には、選挙運動に当たる恐れがあるため。
- ③できない。一般的には、選挙運動に当たる恐れがあるため。

【Q13】

インターネットで個人演説会の様子を動画配信できるか。

【A13】

公職選挙法第142項の3第3項の表示義務を果たせば可能。動画中継サイトで中継を行っても「放送」には当たらないので、公職選挙法151条の5に抵触することはない。

(10) 言論による選挙運動

【Q1】

言論による選挙運動とはどんな方法をいうか。

【A1】

文書図画によらない言論、つまり、演説や録音盤、放送など音声による言論運動という意味である。

【Q2】

連呼行為というのとは何か。

【A2】

選挙運動のため、ある候補者の氏名、政党の名称、または演説会もしくは街頭演説のあることを知らせるため、短いことばを連続して呼称することである。連呼行為は、選挙運動のために使用する自動車もしくは街頭演説（午前8時から午後8時まで）または演説会場の場所以外では禁止される。なお、連呼行為ができる場合においても、学校、病院などの周辺では静穏を保持するよう努めなければならない。

【Q3】

選挙運動期間中、朝6時から候補者がたすきを着けて駅前に立ち、通行人に対しあいさつを行うことはできるか。

【A3】

通行人に対する単なるあいさつであり、たすきの着用に時間的制限もないため可能であるが、演説及び連呼行為はできない（午前8時～午後8時の時間の制約）。

【Q4】

個人演説会の合同演説会を開いてもよいか。

【A4】

第三者主催の候補者合同演説会は開催できないが、各候補者が主催する合同個人演説会の形式を取れば差し支えない。

【Q5】

個人演説会の周知はどのような方法で可能であるか。

【A5】

選挙運動用ポスター、選挙運動用通常葉書、街頭演説、選挙運動用自動車上での連呼行為、電話、インターネットなどの方法が可能である。各戸を回っての周知は戸別訪問の禁止に抵触するためできない。

【Q6】

午後8時以降、幕間演説で連呼行為はできるか。

【A6】

幕間演説とは、選挙運動を目的としない集会、あるいは会社や工場での休憩時間などに、たまたまそこに集まっている人たちに向かって行う選挙運動のための演説である。街頭演説以外の演説（個人演説会・幕間演説など）については、連呼行為の時間制限がないため、午後8時以降でも幕間演説での連呼行為は可能である。

【Q7】

街頭演説は何人でもやれるのか。

【A7】

選挙運動に従事する者（労務を提供する者を含むが、候補者本人及び選挙運動用自動車の運転手一人は除く）は、候補者一人について15人を超えてはならず、これらの従事者は、市選挙管理委員会が交付する腕章をつけなければならない。

【Q8】

街頭演説の場で、候補者の氏名が入ったビラを頒布することはできるか。

【A8】

街頭演説の場所では選挙運動用ビラを頒布できる。

【Q9】

同時に街頭演説を数か所で行っても差し支えないか。

【A9】

街頭演説をする際には、市選挙管理委員会が交付する標旗を掲げる必要がある。数は一つに決められているため、必然的に一箇所ではできない。

【Q10】

選挙運動期間中、公営施設内で活動中の市民にあいさつをすることはできるか。

【A10】

単にあいさつ程度なら問題ない。

【Q11】

立候補届出日に公共施設で出陣式を行うことができるか。

【A11】

出陣式は選挙運動の一環（演説）と考えられる。国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物では、個人演説会を行う場合を除き選挙運動のための演説・連呼行為をすることができない。よって、公共施設内で出陣式を行うことはできない。

(11) 当選のお礼など

【Q 1】

当選のお礼の挨拶に制限はあるか。

【A 1】

以下の行為は禁止される

- ①戸別訪問をすること。
- ②文書図画を頒布又は掲示すること（自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書並びにインターネット等を利用する方法により頒布される文書図画を除く）。
- ③新聞紙又は雑誌に広告を掲載すること。
- ④放送設備を利用して放送すること。
- ⑤当選祝賀会その他の集会を開催すること。
- ⑥自動車を連ねたりして、氣勢を張ること。
- ⑦当選したお礼に、氏名等の名称を言い歩くこと。

【Q 2】

当選祝いとしてお酒をもらうことは可能か。

【A 2】

当選後の祝い酒については、一般的に政治活動に対する寄附と考えられるため可能である。ただし、選挙期間中の陣中見舞いとして、お酒を受け取ることはできない。

【Q 3】

「当選御礼」の貼紙を事務所に掲示することはできるか。

【A 3】

罰則をもって禁止される。

2 政治活動

(1) 政治活動の文書図画

【Q1】

候補者用の立札・看板を駐車場（無人）のフェンスの金網に掲示することはできるか。

【A1】

政治活動のために使用する事務所として実態のない場所に掲示することはできない。

【Q2】

一般の住宅に候補者用2枚、団体用2枚の立札・看板を掲示することはできるか。

【A2】

その場所が、候補者の事務所でありかつ後援団体の事務所となっているのであればそれぞれ各2枚ずつ掲示できる。

【Q3】

選挙運動期間中に新たな政治活動用事務所用立札・看板の設置はできるか。

【A3】

選挙運動期間中は新たな設置はできないし、移動することもできない。

【Q4】

政治活動用事務所を選挙事務所とした場合、政治活動用の立札・看板と選挙事務所用の看板を混在して掲示することはできるか。

【A4】

可能である。それぞれの規格や枚数等の条件を満たしていれば問題ない。

【Q5】

駅前等で市政報告会を行う際、氏名入りののぼり旗を掲示することはできるか。また、スローガンののぼり旗は掲示することはできるか。

【A5】

公職の候補者等の氏名が表示された政治活動用立札・看板の類（のぼり旗含む）は、街頭演説の場所では掲示できない。なお、スローガンについては、選挙運動にわたらない限り掲示することはできる。

【Q6】

政治活動用の自動車の看板に候補者の氏名とスローガンを表示して走行することはできるか。

【A6】

氏名入りの立札・看板は、政治活動用の事務所において掲示するもの、もしくは演説会・講演会等の会場においてその開催中に使用するものに限られるため、自動車に取り付けて使用することはできない。なお、スローガンのみの場合は、選挙運動にわたらない限り差し支えない。

【Q7】

政治活動用ポスター（候補者の氏名もしくは氏名類推事項が記載されたもの）について

- ①記載内容に規制はあるか。
- ②規格や枚数に制限はあるか。
- ③掲示方法に規制はあるか。

【A7】

- ①掲示責任者・印刷者の氏名・住所の記載が必要である。
- ②極端に大きいもの又は連続して多数掲示しているものは、選挙運動とみられる場合がある。
- ③ベニヤ板などの裏打ちによる掲示はできず、また任期満了の6ヵ月前などの一定期間は、掲示が禁止されている。

【Q8】

市議会議員の任期満了日前6ヵ月以内に入り、政党等の演説会告知用ポスターに当該市議選の立候補予定者が弁士として記載されたポスターについて掲示は認められるか。

【A8】

以下の事項を主な基準として、総合的に政党等のポスターと認められた場合は掲示可能である。

- ①弁士が複数であること。
- ②弁士の全てを同等に扱っていること。
- ③弁士1人にかかる面積が純然たる政党等部分を超えないこと。
- ④弁士の全てが同一選挙の同一選挙区の公職の候補者等ではないこと。

※ただし、上記を満たすポスターであっても、告示日以降は撤去しなければならない。

【Q9】

候補者個人の政治活動用ポスターを会社等の室内へ掲示することはできるか。

【A9】

任期満了前6ヵ月以内に、不特定多数の者が往来する場所に候補者個人の政治活動用ポスターを掲示することは禁止される。なお、個人宅に内向きに掲示することは可能である。

(2) 演説等

【Q1】

平常時に、公職の候補者が駅前の路上に立ち演説を行っているが、次の行為に問題はあるか。

- ①午前6時30分頃からハンドマイクを片手に演説を行う。
- ②警察署の許可を受けずに行う。

【A1】

- ①平常時の政治活動のための街頭演説には制限がないため、可能である。
- ②一般交通に著しい影響を及ぼすと判断された場合は中止を求められる可能性がある。

【Q2】

民間団体が、告示日直前に市内の公民館において、候補者を集めて「公開討論会」を開催することは可能か。また、選挙運動期間中はどうか。

【A2】

告示日前の「公開討論会」の開催については、内容が候補者の選挙運動にわたらない限り、差し支えない。一方、選挙運動期間中は、演説会を開催することができるのは候補者個人に限られており、民間団体が主催となつての「公開討論会」は開催することができない。なお、各候補者が主催者となつての「合同個人演説会」の形をとる場合は差し支えない。

【Q3】

告示日前に、政治活動用自動車において、特定の候補者名を連呼しながら市内を走行することは可能か。

【A3】

氏名の連呼行為は事前運動となる恐れがある。

3 寄附及びあいさつ状など

(1) 候補者が行う寄附

【Q1】

公職の候補者がする寄附で認められるのは何か。

【A1】

公職の候補者等は、選挙区内にある者に対して、時期に関わらず以下の場合を除いてすべての寄附が禁止されています。

- ①政党その他政治団体、またはその支部に対する寄附
- ②公職の候補者等の親族（配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族）に対する寄附
- ③選挙区内で行う政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育集会に関する必要最小限度の実費補償

【Q2】

公職の候補者等が赤い羽根共同募金に募金することは問題があるか。

【A2】

赤い羽根共同募金を主催する共同募金会は各県に組織があり、県内各市町村に窓口を設けて募金活動をしているため、市長・市議会議員候補者であっても選挙区がある県内において寄附を行うことは選挙区内にある者への禁止された寄附に当たる。

【Q3】

公職の候補者が選挙区内にある者の結婚披露宴に自ら出席し、祝儀として金銭以外の品物などを贈ることはできるか。

【A3】

「祝儀」については金銭に限らず品物も含まれると解されており、いずれも禁止されている。

【Q4】

公職の候補者が選挙区内で行われる成人式の参加者に、記念品を贈ることはできるか。

【A4】

罰則をもって禁止される。

【Q5】

公職の候補者が選挙区内で行われる成人式に、祝電を出すことはできるか。

【A5】

祝電は寄附ではないため、内容が選挙運動にわたらない限り出すことはできる。

【Q6】

公職の候補者の配偶者などの親族や秘書が代理出席して、香典を相手方（選挙区内にある者）に届けることはできるか。

【A6】

罰則をもって禁止される。

【Q7】

「香典」は現金であれば問題ないか。線香・供花などを持って行くことは可能か。

【A7】

いずれも禁止される。

【Q8】

公職の候補者が香典をもらった場合、香典返しをすることは可能か。

【A8】

地域において香典返しが社会慣習上定着した一種の義務的な性格をもったものとなっている場合、もらった香典に対して返戻の程度（例えば香典の半額程度）の香典返しをすることは差し支えない。

【Q9】

公職の候補者が配偶者や秘書名義で選挙区内にある者に対して寄附をすることは可能か。

【A9】

罰則をもって禁止される。

【Q10】

公職の候補者の親や子供、配偶者が、その経費を自己負担して、自己の名義で寄附をすることは可能か。

【A10】

差し支えない。ただし相手側に候補者等からの供与と認知させて行うものであれば、公職選挙法第199条の2第2項に定める候補者等を名義人とする寄附に当たり、違反となる。

【Q11】

新規開店のお祝いに市議会の会派の会員で集めたお金で花輪を購入し、会派名義で贈ることは可能か。

【A11】

市議会議員個人の名前は入っていても、購入のために集められた金銭は各議員の所有に係る金銭という性格に変わりなく、これを選挙区内にある者に提供することは、寄附に当たり公選法第199条の2に抵触するおそれがある。

(2) 後援団体が行う寄附

【Q1】

後援団体がする寄附で認められるのは何か。

【A1】

後援団体は、選挙区内にある者に対して、以下の場合を除いてすべての寄附が禁止されています。

- ①推薦、支持をする公職の候補者に対する寄附
- ②政党その他政治団体やその支部に対する寄附
- ③後援団体がその団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附

【Q2】

後援団体の「設立目的により行う行事又は事業」とはどのようなものか。

【A2】

その団体の設立目的の範囲内において行う団体の総会その他の集会、見学、旅行その他の行事や印刷、出版などをいうものと解されている。

【Q3】

後援団体の設立目的に会員の親睦が入っている場合、花輪、供花、香典、祝儀等を出すことは可能か。

【A3】

罰則をもって禁止される。

(3) あいさつ状・あいさつを目的とする有料広告の禁止

【Q1】

禁止されるあいさつ状とは何か。

【A1】

公職の候補者が、選挙区内にある者に対し、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状を出すことは禁止される。なお、これらのうち、答礼のための自筆によるものについては禁止の対象とされていない。

【Q 2】

印刷した事項のあいさつ状に公職の候補者が住所と氏名を自書したものは、自書によるあいさつ状と認められるか。

【A 2】

認められない。

【Q 3】

パソコンにより作成したあいさつ状は、自筆によるあいさつ状と認められるか。

【A 3】

認められない。

【Q 4】

「喪中につき年賀のあいさつを失礼します」という欠礼の葉書を選挙区内の者に対して出すことは可能か。

【A 4】

年賀状に類するあいさつ状と認められるため禁止される。

【Q 5】

選挙区内にある者に対する葉書の中に、時候のあいさつとそれ以外の政策の周知のための文書がある場合は出すことができるか。

【A 5】

全体としてみて時候のあいさつ状であるかどうかを判断することになる。

【Q 6】

有料の政策広告は禁止されるか。

【A 6】

政策広告は、あいさつを目的とする有料広告とは異なるため、禁止されない。

【Q 7】

有料の政策広告の中にあいさつ文を入れることは可能か。

【A 7】

全体として年賀・慶弔などのあいさつを主な目的としていると認められる場合は、あいさつを目的とする有料広告の禁止に該当します。

【Q 8】

後援会事務所開設の案内を新聞広告に掲載することはできるか。

【A 8】

時期と態様によってはあいさつを目的とした有料広告や事前運動に該当すると判断される恐れがある。